

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第7号

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例（平成27年綾部市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人を立て、綾部市介護福祉士育成修学資金貸与申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、修学資金の貸与の対象となる学年の12月末までに、市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、綾部市介護福祉士育成修学資金貸与（却下）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第5条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた修学資金が、1学年分である場合にあっては1年、2学年分である場合にあっては2年の期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、一括払又は月賦若しくは半年賦の均等払で、修学資金を返還しなければならない。ただし、修学生が死亡、疾病等により修学資金を返還できないときは、連帯保証人が返還するものとする。

(1) 養成施設等を退学したとき。

(2) 市内において介護福祉士として、介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。

(3) 養成施設等を卒業した日から1年を経過したとき。

(4) 同一の市内事業所（複数事業所を有する法人にあっては、当該法人の有する他の市内事業所での従事を含む。）において介護福祉士として介護等の業務に従事しなくなったとき。

- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、前項各号に規定する事由が生じた日から30日以内に、綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により返還計画の承認を受けた者は、返還計画を変更しようとするときは、綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（返還の猶予）

- 第6条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- （1）条例第5条に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
 - （2）災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるとき。

（3）その他市長が特別の事情があると認めるとき。

- 2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、綾部市介護福祉士育成修学資金返還猶予申請書（様式第7号）にその事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、修学資金の返還の猶予を受けようとする者が、疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、猶予の可否を決定し、綾部市介護福祉士育成修学資金返還猶予（却下）決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（返還の免除）

- 第7条 条例第5条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、綾部市介護福祉士育成修学資金返還免除申請書（様式第9号）に同条各号に規定する事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、修学資金の返還の免除を受けようとする者が、死亡、疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、免除の可否を決定し、綾部市介護福祉士育成修学資金返還免除（却下）決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

- 第8条 修学生が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につ

き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（異動の届出）

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、綾部市介護福祉士育成修学資金異動届出書（様式第11号）にその事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第5号に該当するときは、その事実を証する書類の添付を要しない。

（1）休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

（2）停学その他の処分を受けたとき。

（3）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条の規定による介護福祉士の登録を受けたとき。

（4）本市において介護等の業務に従事したとき又は介護等の業務の従事先を変更したとき。

（5）本市において介護等の業務に従事しなくなったとき。

（6）氏名又は住所を変更したとき。

（7）連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用する。

(表面)

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

綾部市長

様

申請者氏名

印

綾部市介護福祉士育成修学資金貸与申請書

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与を受けたいので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、修学資金の貸与を受けたときは、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、綾部市内において、少なくとも3年間介護福祉士として介護等の業務に従事すること及び貸与を受けた修学資金の返還その他の義務について誠実に実行することを誓約します。

また、貸付金の債権管理又は保全のため、収入状況について綾部市が調査することに同意します。

記

貸与希望額	年額			円
貸与希望対象 修学資金	<input type="checkbox"/> 入学金			円
	<input type="checkbox"/> 授業料 ()	年度分		
他の修学資金等 の貸与の有無	<input type="checkbox"/> 有 (名称:)			年額 円
	<input type="checkbox"/> 無			
本人	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
	現住所	〒 電話番号		
入	養成施設等	学校名	(第 学年在学中)	
		入学 年 月 日	・ 卒業予定	年 月 日

連帯保証人	住所	〒 電話番号		
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
	本人との関係			

上記の者が上記修学資金の貸与を受けたときは、本人及び連帯保証人が相互に連帯して修学資金の返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実に実行することを誓約します。

連帯保証人氏名

印

(裏面)

備考

- 1 連帯保証人は、自書記入し実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 引き続き修学資金の貸与を受けようとするときの連帯保証人は、原則として先に貸与を受けたときと同じ人としてください。

法定代理人	住 所	〒		
	ふ り が な 氏 名	電話番号		
	本人との関係	生年月日	年	月 日
上記の者が上記修学資金の貸与を受けることに同意します。 法定代理人氏名 ㊟				

備考

法定代理人の同意は、申請者が未成年の場合にのみ必要になります。

添付書類

- (1) 養成施設等に在学する者にあつては在学証明書、入学することが決定している者にあつては入学手続きが完了していることを証する書類
- (2) 本人及び連帯保証人の住民票（本籍記載のあるもの）の写し
- (3) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 修学資金の年額が証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護福祉士育成修学資金貸与（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与については、下記のとおり決定しましたので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

貸 与	貸 与 金 額	円
	貸与対象修学資金	<input type="checkbox"/> 入学金 <input type="checkbox"/> 授業料（ 年度分）
却 下	却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

綾部市長 様

（借受人）住所

氏名

㊟

電話番号

（連帯保証人）住所

氏名

㊟

電話番号

綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画承認申請書

綾部市介護福祉士育成修学資金の返還計画の承認を受けたいので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還免除額 (B)	円
返還額 (A) - (B)	円
返 還 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
返 還 す る 理 由	

備考

2学年にわたり貸与を受けたときは、2学年分を合わせて記入してください。

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市介護福祉士育成修学資金の返還計画については、下記のとおり決定しましたので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

承認

不承認

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

綾部市長 様

(借 受 人) 住所
 氏名 ⑩
 電話番号
 (連帯保証人) 住所
 氏名 ⑩
 電話番号

綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認申請書

綾部市介護福祉士育成修学資金の返還計画の変更の承認を受けたいので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)	
貸与を受けた額 (A)	円	
返還免除額 (B)	円	
返還済額 (C)	円	
返還額 (A) - (B) - (C)	円	
変更前	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
	返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
変更後	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
	返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
変 更 の 理 由		

備考

2 学年にわたり貸与を受けたときは、2 学年分を合わせて記入してください。

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護福祉士育成修学資金返還計画変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市介護福祉士育成修学資金の返還計画の変更については、下記のとおり決定しましたので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

承認

不承認
理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

電話番号

綾部市介護福祉士育成修学資金返還猶予申請書

綾部市介護福祉士育成修学資金の返還の猶予を受けたいので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還免除額 (B)	円
返還済額 (C)	円
返還猶予申請額 (A) - (B) - (C)	円
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
事由	

備考

2学年にわたり貸与を受けたときは、2学年分を合わせて記入してください。

添付書類

事実を証する書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護福祉士育成修学資金返還猶予（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市介護福祉士育成修学資金の返還の猶予については、下記のとおり決定しましたので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

猶 予	返 還 猶 予 期 間	年 月 から 年 月 まで
	猶 予 理 由	
却 下	却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名
電話番号

印

綾部市介護福祉士育成修学資金返還免除申請書

綾部市介護福祉士育成修学資金の返還の免除を受けたいので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還済額 (B)	円
返還未済額 (A) - (B)	円
返還免除申請額	円
事由	
綾部市における介護等の業務の従事期間・従事先・職種名	

備考

2学年にわたり貸与を受けたときは、2学年分を合わせて記入してください。

添付書類

事実を証する書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市介護福祉士育成修学資金返還免除（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市介護福祉士育成修学資金の返還の免除については、下記のとおり決定しましたので、綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

免除	返 還 免 除 額	円
	免 除 理 由	
却下	却 下 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

電話番号

綾部市介護福祉士育成修学資金異動届出書

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則第 9 条の規定により、下記のとおり異動について届け出ます。

記

異 動 年 月 日	年 月 日
異 動 の 内 容	

添付書類

事実を証する書類